

特命随意契約理由書

895

件名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却 (12月分)
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> (売却)
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選 定 理 由	(1) 資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 (2) 清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和 6 年 12 月 1 日
※契約金額	2,543,350 円 (消費税を含む) ※収入予定額 (単価契約)
契約期間	令和6年12月1日から令和6年12月31日まで
担 当 課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

958

件名	区立学童クラブ入退室管理システム導入業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区立の学童クラブに児童の入退室管理や保護者との連絡機能を有したシステムを導入し、児童の安全性の向上、保護者の利便性の向上、正確かつ迅速な情報の共有を図り、継続的かつ安全・安心な学童クラブ運営を行うことを目的に、区立学童クラブ入退室管理システム導入業務を委託する。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和6年度 (令和6年11月11日 6千子児家発第1198号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 初年度 プロポーザルにより選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名：ラインズ株式会社 所在地：東京都新宿区西早稲田2-20-15高田馬場アクセス
※ 契約年月日	令和 6 年 12 月 2 日
※ 契約金額	1,157,200 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日
担当課	子ども部児童・家庭支援センター子育て事業係
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

978

件名	千代田区立内幸町ホールグランドピアノ修繕業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> その他（委託）
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区から内幸町ホールへの貸与備品であるグランドピアノが経年劣化で破損し通常使用が困難なことから、修繕業務を行う。
選定理由	<p>千代田区立内幸町ホールへの貸与備品であるスタインウェイ社のグランドピアノについて、キャスター部分のストッパーピンが経年劣化で破損し、演奏中に動いてしまい通常使用が困難な状況となったため、早急な修繕が必要である。</p> <p>修繕には部品の交換が必要となるが、交換用の純正部品は同社のみが保有している。また、同社のピアノは独自の構造を持ち、修繕においては独自の技術が必要とされることから、修繕は同社より認定を受けた技術者が行うこととされている。</p> <p>以上の理由により、下記業者が受託可能な唯一の業者であるため、契約の相手方に指名する。</p>
契約の相手方	<p>名称：スタインウェイ・ジャパン株式会社</p> <p>所在地：東京都品川区東品川二丁目6番4号 G1ビル3階</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 12 月 9 日
※ 契約金額	523,600 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年1月31日（月）
担当課	地域振興部文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

## 特命随意契約理由書

件名	公園遊具設置工事 (第 510 号)
種類	工 事 : <u>土木</u> ・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 : 物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区五番町
概要	本工事では、複合遊具 (インクルーシブ遊具) を外濠公園に設置するものである。
選定理由	当該複合遊具は大型であり、在庫数の理由から早期に確保していたが、公園・児童遊園等リニューアル工事「麹町こどもの広場」(第 502 号) の設計変更によって、外濠公園に設置することとなった。 複合遊具の材料購入及び設置作業を一元化することにより、管理責任の所在を明確にしておく必要がある。そのため、当該リニューアル工事を請け負っている下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 : 株式会社八廣園 東京支店 所在地 : 東京都千代田区二番町 1 番 2
※ 契約年月日	令和 6 年 12 月 11 日
※ 契約金額	5,190,900 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日
担当課	環境まちづくり部道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

979

件名	夢の島東少年野球場トレーラーハウスの自動車継続検査
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <del>委託</del> ・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	生涯学習・スポーツ課所有のトレーラーハウス2台（足立100る78、足立100る76）について、自動車継続検査を実施する。
選定理由	本契約は、下記業者が製造・販売している車両の整備・点検であり、整備状況や車両の構造等の知識があり、整備ができる技術力のある自動車整備士が在席している事業者でなければならない。また、本車両は施設の緊急避難場所として設置されていることから、迅速な履行が求められる。下記業者とは令和元年度に現行のトレーラーハウスの購入・設置、令和3～5年度に自動車継続検査の契約を行っており、履行期間の短縮・安全性の面で有利である。また、同一でない業者が車検を行い、車検後に故障した場合、責任区分があいまいになるうえ、設置場所からの移動、再設置等に関しては、他事業者では困難な事象においても円滑に対応できる。上記理由から、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 トレーラーハウスデベロップメント株式会社 住 所 東京都中央区日本橋小伝馬町2-5メトロシティ小伝馬町9F
※ 契約年月日	令和 6 年 12 月 20 日
※ 契約金額	928,040 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
担当課	地域振興部 生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

992

件名	明神女坂空洞調査応急対応業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区外神田二丁目7番先
概要	11月末より明神女坂(特別区道千第634号)の側壁の水抜き穴から民地内に水と泥が大量に流れてくると申告があった。それに伴い、コバエが発生する等、近隣の住民には多大な迷惑をかけている。公衆衛生上においても重大な影響を与えているため、現場を確認し、東京都下水道局にも調査を依頼した。区職員で定期的に清掃等を行い日々対応しているが、未だ原因の究明には至っていないため、明神女坂にて路面下空洞調査を実施する。
選定理由	階段の踏面において一段毎にレーダ調査が可能である小型のレーダ探査装置を保持しており、かつ緊急対応が可能である下記業者が最も適しているため契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社カナン・ジオリサーチ東京支店 住所 東京都足立区西加平二丁目3番10号
※契約年月日	令和6年12月16日
※契約金額	627,000 円(消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年1月8日
担当課	環境まちづくり部道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	岩本町ほほえみプラザ緊急通報・ナースコール設備改修工事
種類	工 事：土木・建設 <u>設備</u> 、設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所	千代田区岩本町二丁目 15 番 3 号
概要	本工事は、平成15年度竣工以来更新していない、緊急通報設備及びナースコール設備の耐用年数経過及び修理部品製造中止に伴う交換工事である。
選定理由	<p>緊急通報設備及びナースコール設備は、施設利用者が主に緊急時に操作することで、看護師やスタッフ等呼び出し、早期確認や応急処置を行うための設備である。</p> <p>本工事は、ハンディーナース設備を除く、緊急通報設備及びナースコール設備の部分更新を行うものであり、既存機器と新設機器は密接不可分の関係にある。当該機器は、既存システムの一部を担うものであるため、他社製品を使用しての更新は行うことができない。</p> <p>また、本工事は、施設利用者の安全に係る工事であり、機器更新は最短かつ確実にを行う必要があるため、新設機器及び既存機器に最も熟知した業者が施工を行う必要がある。</p> <p>下記業者は、新設機器及び既存機器の製造業者であるとともに、新築時にシステム構築及び設置工事を行い、その後保守点検も行なっている業者であるため、機器更新を最短かつ確実に行うことができる。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 アイホン株式会社 東京支店 住 所 東京都文京区後楽 1-4-14 後楽森ビル 6 階
※ 契約年月日	令和 6 年 12 月 18 日
※ 契約金額	31,746,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日限り
担 当 課	施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

1006

件名	麴町二丁目公共施設排水ポンプ更新業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	<p>汚水排水槽ポンプ2台（PD4-1、PD4-2）については、経年劣化による漏水のため排水の機能を失ってしまったため。</p> <p>ろ過機室排水ポンプ（PD6-3、PD6-4）については、劣化により排水ポンプが錆てしまいポンプが作動しなくなったため。</p> <p>以上の理由から排水ポンプを取替える。</p>
選定理由	<p>下記業者は、麴町二丁目公共施設総合管理業務において排水設備の点検を行っている。</p> <p>当施設は、学校の授業や区民が使用することから、至急対応し、ポンプを取替える必要がある。排水ポンプは㈱荏原製作所製であり、下記業者は㈱荏原製作所の関連会社のため、排水ポンプを緊急に取り寄せることができ、また排水設備の管理も熟知している。</p> <p>以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 荏原冷熱システム株式会社</p> <p>住所 東京都大田区羽田旭町11-1</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 12 月 24 日
※ 契約金額	2,376,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
担当課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

1009

件名	麴町中学校 給湯ポンプ更新業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	麴町中学校の屋上に設置されている給湯一次ポンプが2台あるが、1台（PHW-1）が経年劣化により、作動しなくなった。このポンプは、施設の温度調整を行う上で重要な設備であるため、至急、給湯一次ポンプを更新する。
選定理由	下記業者は、今年度の麴町中学校の総合管理業務受託者であり、給湯設備を管理する設備員を学校に配備しているため、学校における設備を最も熟知している。また、日常点検結果や不具合の経過、状況を把握しているため、緊急の対応が可能である。  以上のことから、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社栄代興業 千代田支店 住所 東京都千代田区神田三崎町2-12-9 水道橋伊藤ビル307
※ 契約年月日	令和 6 年 12 月 27 日
※ 契約金額	616,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年2月28日まで
担当課	子ども部子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

968

件名	6階入退室制御機器更新業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区役所本庁舎6階制御盤内に設置してある入退室制御機器について、経年劣化により不具合が生じているため、機器を更新する業務を行う。
選定理由	本件は、千代田区役所本庁舎6階制御盤内に設置してある入退室制御機器の更新業務である。下記事業者は、本庁舎の建築設備管理業務を受託しており、本庁舎の設備やシステムについて精通しているとともに、作業終了後のアフターサービスや不具合等が発生した際の迅速な対応が可能である。以上の理由により、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名称 株式会社シミズ・ビルライフケア 住所 東京都中央区京橋二丁目10番2号 め利彦ビル南館
※ 契約年月日	令和 6 年 12 月 11 日
※ 契約金額	3,300,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
担当課	政策経営部 施設経営課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	土木工事 CAD システム用機器の賃借 (追加①) (第 814 号)
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	日常業務で使用する図面作成ソフトウェア AutoCAD LT を含む「土木工事 CAD システム」は全庁 LAN セキュリティ上、既存の LAN とは物理的に切り離れた独自の業務用 LAN を構築している。 本件は、導入作業、メンテナンスを含めた「土木工事 CAD システム」の機器の賃借を行うものである。
選定理由	土木業務で使用する「土木工事 CAD システム」は、平成 28 年度に公募制指名競争入札により下記業者が独自に調達・構築した。 本業務は「土木工事 CAD システム用機器の賃借 (第 809 号)」において不足台数分を補うものであり、上記案件と同じ仕様の機器が必要である。またメンテナンスにおいても、上記案件と同じ業者が行うことで業務の効率化を図ることが可能になる。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 神田通信機株式会社 情報通信事業支店 住 所 東京都千代田区神田富山町 24 番地
※ 契約年月日	令和 6 年 12 月 12 日
※ 契約金額	2,774,530 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 7 年 2 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日
担当課	環境まちづくり部道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

# 特 命 随 意 契 約 理 由 書

983

件 名	昌平童夢館 非常用発電機の点検整備及び高圧受電盤内V C B更新業務
種 類	工事： 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品： 物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	昌平童夢館における全館停電後に判明した不具合について、電気主任技術者による緊急対応を行う。
選 定 理 由	<p>下記業者は学校施設等における自家用電気工作物保安管理業務の受託業者であり、同業務において当該施設の保守・点検業務を行っている。そのため、本施設の非常用発電機及び高圧受変電設備の操作等は下記事業者の電気主任技術者のみが対応可能である。</p> <p>なお、本件は今年7月に昌平童夢館において起きた停電事故後に判明した不具合であり、教育活動及び保育活動等に多大なる影響が及ぶため、再度の停電事故を未然に防ぎ、迅速に対応を行う必要がある。</p> <p>以上のことから、下記業者を契約の相手方とする。</p>
契 約 の 相 手 方	<p>名 称 株式会社TKテクノサービス</p> <p>住 所 東京都千代田区神田神保町2-17</p>
※ 契 約 年 月 日	令和 6 年 12 月 13 日
※ 契 約 金 額	2,640,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
担 当 課	子ども部子ども施設課
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

987

件名	総合行政システム改修業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	令和6年4月から運用開始している新総合行政システムについて、業務の効率化及び適正化等を図るため、システムの改修作業を行い、当該システムが正常かつ良好な状態に保たれ、業務が滞ることなく処理されることを目的とする改修業務を行う。
選定理由	下記業者は、令和4年度及び令和5年度の2か年にかけて総合行政システムを構築した事業者である。本改修業務は、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一業者以外では改修作業にてデータの欠損、不整合を発生させ、システムを安定稼働させるための保証を行うことが困難である。また、問題が発生した際の原因究明等の対処が困難になる等、業務の履行が担保できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会社名 ジャパンシステム株式会社 所在地 東京都渋谷区代々木1-22-1
※ 契約年月日	令和6年12月4日
※ 契約金額	9,920,900 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	私債権等の回収業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本区における債権回収の促進を目的として、本区の債権回収に関する業務を委任する。
選定理由	<p>本業務に際し、他の自治体の事例として債権回収会社や認定司法書士と契約しているものがあるが、取扱う業務や債権の額の制約があることから、総合的な支援の提供が可能なのは下記弁護士法人に限られる。</p> <p>また、下記弁護士法人は、代表弁護士が東京弁護士会弁護士業務改革委員会の「自治体債権管理問題検討チーム」の座長を務めていたこともあり、所属弁護士を含め自治体における債権管理に極めて精通している。また、他区の債権回収業務、特別区職員研修所主催の養成講座「自治体債権の管理・回収」や当区の債権管理研修の講師を務めるなど、豊富な実績がある。</p> <p>加えて、</p> <p>① 信用、技術、経験の面で他の法律事務所と比較して、速やかな債権回収を目的とする本件業務の履行が期待できる。</p> <p>② 令和2年度から当区の債権管理研修や債権管理に係る法律相談業務を受託しており、当区の債権管理体制や困難事案等を熟知していることから、本件業務の円滑かつ効率的な履行が期待できる。</p> <p>③ 着手金等の料金について、自治体の債権回収価格として、一般事案より安価に設定しており、価格面において有利である。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	所在地：東京都千代田区神田小川町一丁目7番地 小川町メセナビル8階 名称：弁護士法人 マイスタット法律事務所
※ 契約年月日	令和6年12月16日
※ 契約金額	2,983,750円 (消費税を含む) ※ <del>単価</del> 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

1032

件名	都市計画情報提供システム用ArcGIS自治体ソリューションライセンスの購入
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
概要	<p>景観・都市計画課が管理する「都市計画情報提供システム」では、ArcGIS（地理情報システム）を導入している。ArcGISは、地図情報に任意に建物等の情報を登録することで、景観や日影、建築計画やまちなみ等を画像イメージで表示したり、都市計画図やまちづくりの資料を作成・編集することが可能なシステムである。</p> <p>1年ごとにArcGISソフトを最新情報に更新するため、ライセンスを購入する。</p>
選定理由	<p>「都市計画情報提供システム」は、最新の都市計画情報等を更新・提供するものであり、平成28年度に下記業者が開発したシステムである。</p> <p>購入するライセンスは都市計画情報提供業務向けのもので、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では故障発生時の修理など対処が困難になるため、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 ESRIジャパン株式会社</p> <p>住所 千代田区平河町2-7-1</p>
※ 契約年月日	令和6年12月23日
※ 契約金額	770,000 円（消費税を含む）
納入期限	令和7年1月31日（金）
担当課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎 カードリーダー交換業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区役所本庁舎内各所の入退室制御カードリーダーについて、経年劣化により不具合が生じ、業務に支障が出る恐れがあるため、機器を交換する業務を行う。
選定理由	本件は、九段第3合同庁舎に設置してある入退室制御カードリーダーの更新業務である。下記事業者は、建物全体の建築設備管理業務を受託しており、建物全体の設備やシステムについて精通しているため、本業務遂行に必要なシステム調整や運用ができる唯一の業者である。また、作業終了後のアフターサービスや不具合等が発生した際の迅速な対応が可能である。以上の理由により、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名称 株式会社シミズ・ビルライフケア 住所 東京都中央区京橋二丁目10番2号 ぬ利彦ビル南館
※ 契約年月日	令和 6 年 12 月 26 日
※ 契約金額	5,500,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
担当課	政策経営部 施設経営課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	被災者生活再建支援システム研修
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区被災者生活再建支援システムより罹災証明書を発行するための建物被害認定調査の調査方法およびその調査に使用するシステムから出力される調査票の記入方法の習熟を目的とした研修
選定理由	被災者生活再建支援システムは、東京都が「東京都地域防災計画」に基づき平成26年度に都内全自治体に導入したもので、京都大学、新潟大学、東京都、NTT東日本（東日本電信電話株式会社）が過去の災害をもとに開発したものである。 また、東京都被災者再建支援システム利用協議会参加区の各自治体研修も主体で行っており、既存システムと密接不可分の関係にあるため、専門的な研修は同一事業者以外では困難であり研修業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 東日本電信電話株式会社 東京事業部、 住所 東京都港区西新橋3-22-8、
※ 契約年月日	令和6年12月20日
※ 契約金額	770,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年12月20日から令和7年2月28日
担当課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

1008

件名	富士見校舎エアコン修繕
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	富士見校舎5階にあるエアコンのパネルの一部が破損し、メーカーに依頼して点検をしたところ、エアコン内で油漏れが発生し、その油が長時間当該パネルに浸透したことにより破損したと判明した。 また、当該パネル破損により、冷媒が流出した。 このパネルの修繕と冷媒の補充を行わないとエアコンを稼働させることができない。
選定理由	故障は11月28日に発生し、29日に専門業者による点検を行い、12月3日に破損したパネルの修繕と冷媒の補充の必要がある修繕方針がメーカーから示された。 現在は寒冷期に入り、エアコンによる暖房が必要である。エアコンが正常に作動しないと、生徒の健康管理及び教育活動にも支障が生じる。また、故障したエアコンは常時使用している教室のものであり、代替する教室もないことから、速やかに作業を完了することが必要である。 加えて、本校の建物管理業務（空調管理）をしている業者からは、故障の程度からして、メーカーにて修繕をすることが必要との回答を得ている。 以下の業者は、本校のエアコンのメーカーであり、緊急かつ適切な対応が可能である。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定したい。
契約の相手方	名 称 日立グローバルライフソリューションズ株式会社 関東サービスエンジニアリングセンター 住 所 江東区東陽5-29-17 (東陽パークビル)
※ 契約年月日	令和 6 年 12 月 4 日
※ 契約金額	576,807 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年12月31日まで
担当課	九段中等教育学校経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	移動式子どもの遊び場運営業務
種類	工事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品:物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	皇居外苑北の丸地区(以下、北の丸公園という)は千代田区内で貴重な自然に触れられる、芝生で遊べる公園である。また、石垣・門などの江戸城址の歴史、銅像など文化的資源が随所に配置されており、千代田区の子どもの健全な心身の成長に適した場所である。子どもたちが北の丸公園で遊び、学ぶため「移動式子どもの遊び場」を実施する。
選定理由	下記の事業者は、「移動式子どもの遊び場」として、自然素材のものや廃材を再利用した子どもの玩具を搭載したプレーカーにて、全国どこでも、子どもの遊び場や居場所が展開できるよう活動している団体である。現時点で、区が指定する場所に、自然素材等環境に配慮した遊具、玩具等を用いて、子どもが自由な発想で遊ぶ場を提供できる事業者は、下記に示す事業者以外に存在しない。よって、下記の事業者を契約相手方に指定する。
契約の相手方	名称 一般社団法人 移動式あそび場全国ネットワーク 住所 東京都千代田区神田美土代町 3-4 ニュー楓ビル
※ 契約年月日	令和 6 年 12 月 6 日
※ 契約金額	900,000 円(消費税を含む)
契約期間	※ <del>単価</del> 契約のため、契約金額は支出限度額 契約締結日の翌日から令和7年3月8日まで
担当課	地域振興部商工観光課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

### 特命随意契約理由書

件名	千代田区制 78 周年記念日表彰式開催に伴う会場借上げ
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・ <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区制記念日表彰式は、区政に対し特に功労のあった人及び団体を表彰して感謝の意を表するとともに、区政に対する深い理解と一層の協力を期待することを目的として、麹町区と神田区が統合し千代田区となった 3 月 15 日の区制記念日に毎年度開催している（15 日が休日の場合は、直近の平日開催）。千代田区制 78 周年記念日表彰式の開催にあたり、会場の借上げを行う。
選定理由	<p>本事業を実施するためには、予算の範囲内で下記条件を満たす施設が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 表彰者が来場するため、着席で 150 名以上を収容できる会場を提供できること。</li> <li>② 上階にある会場への動線としてエスカレーターがあること。</li> <li>③ 表彰者の車両及び公用車等一定数の駐車場・駐車スペースを確保できること。</li> <li>④ 令和 7 年 3 月 14 日（金）に開催可能であること。</li> <li>⑤ 会場と同じ階に、控え室等に使用する部屋を、4 つ確保できること。</li> </ul> <p>一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす区内施設を用意できる事業者は下記業者のみであった。</p> <p>以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>法 人 名：株式会社インフィールド</p> <p>所 在 地：千代田区神田駿河台 4-2-5</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 12 月 2 日
※ 契約金額	1,313,378 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 14 日
担当課	政策経営部総務課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。